

処 分 基 準

番 号	1-1
担 当 部 署	政策企画部 企画調整課
電 話 番 号	0771-25-5006

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市移住・定住促進施設設置条例
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 4 号
【基準】 第 8 条の規定による。 【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第 8 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 使用の目的を変更したとき。 (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 (3) 災害その他不可抗力の事由によってにのうみの使用ができなくなったとき。 (4) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	1-2
担 当 部 署	政策企画部 企画調整課
電 話 番 号	0771-25-5006

処 分 の 概 要	使用の拒否等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市移住・定住促進施設設置条例
根 拠 条 項	第 9 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 4 号
【基準】 第 9 条の規定による。 【根拠条文】 (使用の拒否等) 第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、使用を拒否し、又は施設からの退去を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者 (2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (4) その他にのうみの管理上支障があると認められる者	
備考	

処 分 基 準

番 号	1-3
担 当 部 署	政策企画部 企画調整課
電 話 番 号	0771-25-5006

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市移住・定住促進施設設置条例
根 拠 条 項	第 12 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 4 号
【基準】 第 12 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (使用料) 第 12 条 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 2 使用料は、別表第 2 に掲げる額とする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	1-4
担 当 部 署	政策企画部 企画調整課
電 話 番 号	0771-25-5006

処 分 の 概 要	目的外使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市移住・定住促進施設設置条例
根 拠 条 項	第 16 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 4 号
【基準】 第 16 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （目的外使用料） 第 16 条 目的外使用の許可を受けてにのうみの一部を使用する者（以下「目的外使用者」という。）は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。 2 目的外使用料は、別表第 3 に掲げる額の範囲内において、市長が定める額とする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	1-5
担 当 部 署	政策企画部 企画調整課
電 話 番 号	0771-25-5006

処 分 の 概 要	保証金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市移住・定住促進施設設置条例
根 拠 条 項	第 18 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 4 号
【基準】 第 18 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (保証金) 第 18 条 市長は、必要があると認めるときは、目的外使用者に保証金を納付させることができる。 2 前項の保証金の額は、使用の状況又は種別により、その都度市長が定める。 3 保証金は、使用の終了後、目的外使用者に還付する。ただし、未納の賠償金等があるときは、その額を保証金から控除した金額を還付する。 4 保証金には、利子を付けない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	2-1
担 当 部 署	生涯学習部 人権啓発課
電 話 番 号	0771-25-5018

処 分 の 概 要	許可条件の変更、使用停止及び使用許可の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市児童館条例施行規則
根 拠 条 項	第 5 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 47 年亀岡市規則第 8 号
【基準】 第 5 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （許可条件の変更、使用停止及び使用許可の取消し） 第 5 条 使用の許可を受けた者であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。 （1） 使用の目的を変更したとき。 （2） 条例又はこの規則の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 （3） その他管理上必要があるとき。 2 前項の措置によって使用者が損害を受けても、市はその補償の責めを負わない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	2-2
担 当 部 署	生涯学習部 人権啓発課
電 話 番 号	0771-25-5018

処 分 の 概 要	許可条件の変更、使用停止及び使用許可の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市立文化センター条例
根 拠 条 項	第 5 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 14 年亀岡市条例第 12 号
【基準】 第 5 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （許可条件の変更、使用停止及び使用許可の取消し） 第 5 条 使用の許可を受けた者であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。 （1） 使用の目的を変更したとき。 （2） この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 （3） その他管理上必要があるとき。 2 前項の措置によって使用者が損害を受けても、市はその補償の責めを負わない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	2-3
担 当 部 署	生涯学習部 人権啓発課
電 話 番 号	0771-25-5018

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市立文化センター条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 14 年亀岡市条例第 12 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料) 第 6 条 使用者は、別表第 1 及び別表第 2 に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	2-4
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	ガレリアかめおか条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 1 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 （使用許可の取消し等） 第 7 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。 （1） 使用の目的を変更したとき。 （2） この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 （3） 災害その他不可抗力の事由によってガレリアの使用ができなくなったとき。 （4） その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	2-5
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	入館の拒否等
法 令（ 例 規 ） 名	ガレリアかめおか条例
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 1 号
【基準】 第 8 条の規定による。 【根拠条文】 (入館の拒否等) 第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者 (2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者 (3) その他ガレリアの管理上支障があると認められる者	
備考	

処 分 基 準

番 号	2-6
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	ガレリアかめおか条例
根 拠 条 項	第 11 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 1 号
【基準】 第 11 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （使用料） 第 11 条 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 2 使用料は、別表第 3 に掲げる額とする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	2-7
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	目的外使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	ガレリアかめおか条例
根 拠 条 項	第 15 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 1 号
【基準】 第 15 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （目的外使用料） 第 15 条 目的外使用の許可を受けてガレリアの一部を使用する者（以下「目的外使用者」という。）は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。 2 目的外使用料は、別表第 4 に掲げる額の範囲内において、市長が定める額とする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	2-8
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	目的外使用の保証金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	ガレリアかめおか条例
根 拠 条 項	第 17 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 1 号
【基準】 第 17 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (保証金) 第 17 条 目的外使用者は、保証金を納付しなければならない。 2 前項の保証金の額は、使用の状況又は種別により、その都度市長が定める。 3 保証金は、使用の終了後、目的外使用者に還付する。ただし、未納の賠償金等があるときは、その額を保証金から控除した金額を還付する。 4 保証金には、利子を付けない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	2-9
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	附帯設備の使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	ガレリアかめおか条例施行規則
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 7 号
【基準】 第 10 条の規定による。 【根拠条文】 (附帯設備の使用料) 第 10 条 附帯設備を使用しようとする者は、市長が別に定める使用料を納付しなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	2-10
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市交流会館条例
根 拠 条 項	第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 8 年亀岡市条例第 21 号
【基準】 第 5 条の規定による。 【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。 (1) 使用の目的を変更したとき。 (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 (3) 災害その他不可抗力の事由によって会館の使用ができなくなったとき。 (4) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	2-11
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	入館の拒否等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市交流会館条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 8 年亀岡市条例第 21 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 (入館の拒否等) 第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者 (2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者 (3) その他会館の管理上必要があると認められる者	
備考	

処 分 基 準

番 号	2-12
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市交流会館条例
根 拠 条 項	第 9 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 8 年亀岡市条例第 21 号
【基準】 第 9 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （使用料） 第 9 条 会館の使用料は、別表第 1 に掲げる額とする。 2 会館の利用者は、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が利用する場合に限り後納させることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	2-13
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	目的外使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市交流会館条例
根 拠 条 項	第 12 条の 2 第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 8 年亀岡市条例第 21 号
【基準】 第 12 条の 2 第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （目的外使用料） 第 12 条の 2 目的外使用の許可を受けて会館の一部を使用する者(以下「目的外使用者」という。)は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。 2 目的外使用料は、別表第 3 に掲げる額の範囲内において、市長が定める額とする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	2-14
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	目的外使用の保証金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市交流会館条例
根 拠 条 項	第 12 条の 4 第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 8 年亀岡市条例第 21 号
【基準】 第 12 条の 4 第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （保証金） 第 12 条の 4 市長は、必要があると認めるときは、目的外使用者に保証金を納付させることができる。 2 前項の保証金は、使用状況又は種別により、その都度市長が定める。 3 保証金は、使用の終了後、目的外使用者に還付する。ただし、未納の賠償金等があるときは、その額を保証金から控除した金額を還付する。 4 保証金には、利子をつけない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	2-15
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	スポーツクライミング施設の附帯設備の使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市交流会館条例施行規則
根 拠 条 項	第 6 条の 2
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 8 号
【基準】 第 6 条の 2 の規定による。 【根拠条文】 (スポーツクライミング施設の附帯設備の使用料) 第 6 条の 2 条例別表第 1 に規定するスポーツクライミング施設の附帯設備に係る規則で定める額は、次のとおりとする。 附帯設備の種類 単位 1 使用時間区分の使用料 靴 1 足 220 円 ハーネス 1 式 220 円 チョークボール及びチョークバッグ 1 式 110 円	
備考	

処 分 基 準

番 号	2-16
担 当 部 署	生涯学習部 文化芸術課
電 話 番 号	0771-55-9655

処 分 の 概 要	指定文化財の指定の解除
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市文化財保護条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 43 年亀岡市条例第 43 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 (指定の解除) 第 7 条 市長は、指定文化財が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その指定を解除することができる。 (1) 文化財がその価値を失なったとき。 (2) 文化財が滅失したとき。 (3) 文化財が国又は府の指定を受けることとなったとき。 (4) 文化財が市内に存在しなくなったとき。 (5) その他特殊の事由があるとき。 2 市長は、前項の規定により指定を解除したときは、その旨を公示するとともに、当該文化財の所有者等に通知しなければならない。 3 前項の通知を受けたときは、所有者等は、直	
備考	

処 分 基 準

番 号	2-17
担 当 部 署	生涯学習部 文化芸術課
電 話 番 号	0771-55-9655

処 分 の 概 要	選定文化財の選定の解除
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市文化財保護条例
根 拠 条 項	第 9 条により準用された第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 43 年亀岡市条例第 43 号
【基準】 第 9 条により準用された第 7 条の規定による。 【根拠条文】 （選定の解除） 第 9 条 選定文化財の解除は、第 7 条の規定を準用する。 （指定の解除） 第 7 条 市長は、指定文化財が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その指定を解除することができる。 （1）文化財がその価値を失なったとき。 （2）文化財が滅失したとき。 （3）文化財が国又は府の指定を受けることとなったとき。 （4）文化財が市内に存在しなくなったとき。 （5）その他特殊の事由があるとき。 2 市長は、前項の規定により指定を解除したときは、その旨を公示するとともに、当該文化財の所有者等	
備考	

処 分 基 準

番 号	2-18
担 当 部 署	生涯学習部 文化資料館
電 話 番 号	0771-22-0599

処 分 の 概 要	入館料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市文化資料館条例
根 拠 条 項	第 3 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 60 年亀岡市条例第 23 号
【基準】 第 3 条の規定による。 【根拠条文】 (入館料) 第 3 条 資料館の展示品を観覧しようとする者は、次表に定める額の入館料を納付しなければならない。 区分 入館料 普通展示 1 人 1 回 500 円以内で、規則で定める額 特別展示 1 人 1 回 1,000 円以内で、規則で定める額(普通展示の入館料を含む。) 2 前項に定める「特別展示」とは、市長の指定する特定のテーマによる展示とし、普通展示とは、「特別展示」以外のものとする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	2-19
担 当 部 署	生涯学習部 文化資料館
電 話 番 号	0771-22-0599

処 分 の 概 要	利用の制限
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市文化資料館条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 60 年亀岡市条例第 23 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 (利用の制限) 第 6 条 市長は、資料館を利用する者(以下「利用者」という。)が次の各号の一に該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。 (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は管理者の指示に違反したとき。 (2) 他の利用者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-1
担 当 部 署	総務部 総務課
電 話 番 号	0771-25-5010

処 分 の 概 要	手数料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市行政不服審査に関する条例
根 拠 条 項	第 11 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 28 年亀岡市条例第 11 号
【基準】 第 11 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （手数料） 第 11 条 2 法第 38 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項（他の法令において準用する場合を含む。）及び法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 4 項の条例で定める手数料の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）行政不服審査法施行令（平成 27 年政令第 391 号。以下「令」という。）第 11 条第 1 号又は第 2 号に掲げる交付の方法 用紙 1 枚につき 10 円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、50 円）。この場合において、両面に複写され、又は	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-2
担 当 部 署	総務部 総務課
電 話 番 号	0771-25-5010

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市庁舎使用料条例
根 拠 条 項	第 3 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 2 年亀岡市条例第 14 号
【基準】 第 3 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料) 第 3 条 庁舎の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号の区分に従い当該各号に定める額の使用料を納入しなければならない。 (1) 市民ホールの利用者 別表第 1 に掲げる額 (2) 開かれたアトリエの利用者 別表第 2 に掲げる額 (3) その他の利用者 別表第 3 に掲げる額の範囲内において市長が定める額	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-3
担 当 部 署	総務部 総務課
電 話 番 号	0771-25-5010

処 分 の 概 要	許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	市民ホール使用規則
根 拠 条 項	第 4 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 2 年亀岡市規則第 26 号
【基準】 第 4 条の規定による。 【根拠条文】 (許可の取消し等) 第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民ホールの使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用を停止させるものとする。 (1) 市民ホールの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が暴力団員等に該当し、又は該当していたことが判明したとき。 (2) 期限内に使用料を納入しないとき。 (3) 使用の目的を許可なく変更したとき。 (4) 法令又は法令の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき。 (5) 市において公用又は公共用に供する必要が生じたとき	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-4
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市河原林生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 28 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第 6 条 次の各号の一に該当するとき、市長は使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。 (1) 使用の目的を変更したとき。 (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 (3) 災害その他不可抗力の事由によってセンターの使用ができなくなったとき。 (4) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-5
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	入館の拒否等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市河原林生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 28 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 (入館の拒否等) 第 7 条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者 (2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者 (3) その他センターの管理上必要があると認められる者	
備考	

処分基準

番 号	3-6
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市西別院生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 27 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第 6 条 次の各号の一に該当するとき、市長は使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。 (1) 使用の目的を変更したとき。 (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 (3) 災害その他不可抗力の事由によってセンターの使用ができなくなったとき。 (4) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-7
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	入館の拒否等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市西別院生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 27 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 (入館の拒否等) 第 7 条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者 (2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者 (3) その他センターの管理上必要があると認められる者	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-8
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市大井生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 26 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第 6 条 次の各号のいずれかに該当するとき、市長は、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。 (1) 使用の目的を変更したとき。 (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 (3) 災害その他不可抗力の事由によってセンターの使用ができなくなったとき。 (4) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-9
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	入館の拒否等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市大井生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 26 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 (入館の拒否等) 第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者 (2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者 (3) その他センターの管理上必要があると認められる者	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-10
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市大井生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 26 号
【基準】 第 10 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料) 第 10 条 センターの使用料は、別表第 1 に掲げる額とする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-11
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 26 年亀岡市条例第 9 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。 (1) 使用の目的を変更したとき。 (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 (3) 災害その他不可抗力の事由によってセンターの使用ができなくなったとき。 (4) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-12
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	入館の拒否等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 26 年亀岡市条例第 9 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 (入館の拒否等) 第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者 (2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者 (3) その他センターの管理上必要があると認められる者	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-13
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 26 年亀岡市条例第 9 号
【基準】 第 10 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料) 第 10 条 センターの使用料は、別表第 1 に掲げる額とする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-14
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	過料
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市暴力団排除条例
根 拠 条 項	第 17 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 24 年亀岡市条例第 24 号
【基準】 第 17 条の規定による。 【根拠条文】 (罰則) 第 17 条 第 9 条第 5 項の誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。 2 第 9 条第 5 項又は第 6 項の規定に違反した元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、5 万円以下の過料に処する。	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-15
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市葺田野生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 25 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第 6 条 次の各号の一に該当するとき、市長は使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。 (1) 使用の目的を変更したとき。 (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 (3) 災害その他不可抗力の事由によってセンターの使用ができなくなったとき。 (4) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-16
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	入館の拒否等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市葺田野生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 25 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 (入館の拒否等) 第 7 条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者 (2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者 (3) その他センターの管理上必要があると認められる者	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-1
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	指導及び助言
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 2 年亀岡市条例第 8 号
【基準】 第 10 条の規定による。 【根拠条文】 (指導及び助言) 第 10 条 市長は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組を推進するため、市民等及び事業者に対し必要な指導及び助言を行うこととする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-2
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	立入調査等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例
根 拠 条 項	第 11 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 2 年亀岡市条例第 8 号
【基準】 第 11 条の規定による。 【根拠条文】 （立入調査等） 第 11 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に事業所等に立ち入り、必要な調査をさせ、又は事業者に対し、必要な報告を求めることができる。 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の求めがあるときは、これを提示しなければならない。 3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-3
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	勧告
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例
根 拠 条 項	第 12 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 2 年亀岡市条例第 8 号
【基準】 第 12 条の規定による。 【根拠条文】 (勧告) 第 12 条 市長は、第 5 条第 1 項及び第 2 項に違反した事業者に対し、期限を定め、その是正のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-4
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	違反者の公表
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例
根 拠 条 項	第 13 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 2 年亀岡市条例第 8 号
【基準】 第 13 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （違反者の公表） 第 13 条 市長は、事業者が正当な理由なく第 11 条第 1 項の規定による立入りを拒み、若しくは同項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前条の勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。 2 市長は、前項の規定による公表をする場合は、あらかじめ第 14 条第 1 項の規定により設置する審査会の意見を聴かなければならない。 3 市長は、第 1 項の規定による公表をする場合には、あらかじめ当該事業者に対し意見を述べる機会を与えなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-5
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	指導又は勧告
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市ポイ捨て等禁止条例
根 拠 条 項	第 11 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 2 年亀岡市条例第 1 号
【基準】 第 11 条の規定による。 【根拠条文】 (指導又は勧告) 第 11 条 市長は、第 7 条から第 9 条までの規定に違反した者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-6
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市ポイ捨て等禁止条例
根 拠 条 項	第 12 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 2 年亀岡市条例第 1 号
【基準】 第 12 条の規定による。 【根拠条文】 (措置命令) 第 12 条 市長は、正当な理由なく前条の規定に従わない者に対し、履行期限を定めて、必要な措置を命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-7
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	行政代執行の執行
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市ポイ捨て等禁止条例
根 拠 条 項	第 13 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 2 年亀岡市条例第 1 号
【基準】 第 13 条の規定による。 【根拠条文】 (代執行) 第 13 条 市長は、前条の規定による命令を受けた空き地の所有者等が命ぜられた措置を履行しない場合には、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)の定めるところにより、自ら空き地の所有者等が行うべきことを行い、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を空き地の所有者等から徴収することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-8
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	過料
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市ポイ捨て等禁止条例
根 拠 条 項	第 14 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 2 年亀岡市条例第 1 号
【基準】 第 14 条の規定による。 【根拠条文】 (過料) 第 14 条 第 7 条及び第 8 条の規定に違反した者が、第 12 条の規定による命令に違反したときは、5 万円以下の過料に処する。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-9
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-21-9340

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市環境プロモーションセンター設置条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 6 年亀岡市条例第 14 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第 7 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 使用の目的を変更したとき。 (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。 (4) 災害その他不可抗力の事由によって施設の使用ができなくなったとき。 (5) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-10
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-21-9340

処 分 の 概 要	入館の拒否等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市環境プロモーションセンター設置条例
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 6 年亀岡市条例第 14 号
【基準】 第 8 条の規定による。 【根拠条文】 (入館の拒否等) 第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者 (3) 亀岡市暴力団排除条例(平成 24 年亀岡市条例第 24 号)第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等 (4) その他施設の管理上支障があると認められる者	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-11
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-21-9340

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市環境プロモーションセンター設置条例
根 拠 条 項	第 11 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 6 年亀岡市条例第 14 号
【基準】 第 11 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料) 第 11 条 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 2 使用料は、別表第 1 に掲げる額とする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-12
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-21-9340

処 分 の 概 要	目的外使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市環境プロモーションセンター設置条例
根 拠 条 項	第 15 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 6 年亀岡市条例第 14 号
【基準】 第 15 条の規定による。 【根拠条文】 (目的外使用料) 第 15 条 目的外使用の許可を受けてセンターの一部を使用する者(以下「目的外使用者」という。)は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。 2 目的外使用料は、別表第 2 に掲げる額の範囲内において、市長が定める額とする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-13
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-21-9340

処 分 の 概 要	保証金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市環境プロモーションセンター設置条例
根 拠 条 項	第 17 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 6 年亀岡市条例第 14 号
【基準】 第 17 条の規定による。 【根拠条文】 （保証金） 第 17 条 市長は、特に必要があると認めるときは、目的外使用者に保証金を納付させることができる。 2 前項の保証金の額は、使用の状況又は種別により、その都度市長が定める。 3 保証金は、使用の終了後、目的外使用者に還付する。ただし、未納の賠償金等があるときは、その額を保証金から控除した金額を還付する。 4 保証金には、利子を付けない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-14
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	必要な措置の命令
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項	第 16 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 31 年亀岡市条例第 12 号
【基準】 第 16 条の規定による。 【根拠条文】 （必要な措置の命令） 第 16 条 市長は、第 5 条に違反して事業を実施した事業者及び第 6 条第 1 項若しくは第 11 条第 1 項の規定による許可を受けずに特定事業を実施した、又は許可に付した条件若しくは第 15 条の規定に違反した事業者に対して、事業の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、事業に伴う災害の防止及び自然環境等の保全のために必要な措置を講ずることを命じることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-15
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	許可の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項	第 17 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 31 年亀岡市条例第 12 号
【基準】 第 17 条の規定による。 【根拠条文】 (許可の取消し) 第 17 条 市長は、特定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 6 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の許可を取り消すことができる。 (1) 偽りその他不正な手段により、第 6 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の許可を受けたとき。 (2) 第 6 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の許可に付した条件に違反したとき。 (3) 第 6 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の許可を受けた日から起算して 1 年を経過した日までに事業に着手しなかったとき。 (4) 太陽光発電設備の設置工事に着手した後に、1 年以上引き続き工事を施工していないと	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-16
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	報告の徴収及び立入調査
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項	第 20 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 31 年亀岡市条例第 12 号
【基準】 第 20 条の規定による。 【根拠条文】 （報告の徴収及び立入調査） 第 20 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第 5 条に違反して事業を実施したと認められる事業者及び第 6 条第 1 項若しくは第 11 条第 1 項の規定による許可を受けずに特定事業を実施したと認められる、又は許可に付した条件若しくは第 15 条の規定に違反したと認められる事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。 2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-17
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	必要な措置の勧告
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項	第 21 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 31 年亀岡市条例第 12 号
【基準】 第 21 条の規定による。 【根拠条文】 （勧告） 第 21 条 市長は、第 6 条第 1 項若しくは第 11 条第 1 項の規定による許可を受けずに特定事業を実施したと認められる、又は許可に付した条件若しくは第 15 条の規定に違反したと認められる事業者に対して、相当の期限を定めて、事業に伴う災害の防止及び自然環境等の保全のために必要な措置を講ずることを勧告することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-18
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	公表
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項	第 22 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 31 年亀岡市条例第 12 号
【基準】 第 22 条の規定による。 【根拠条文】 (公表) 第 22 条 市長は、第 16 条の規定による命令若しくは第 17 条の規定による許可の取消し又は第 21 条の規定による勧告(以下「命令等」という。)を行ったときは、当該命令等の内容、当該命令等を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-19
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	改善勧告
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例
根 拠 条 項	第 13 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 29 号
【基準】 第 13 条の規定による。 【根拠条文】 (改善勧告) 第 13 条 市長は、事業主等が第 6 条第 1 項の規定により許可を受けた事項に違反して事業を施工しているときは、改善するよう勧告するものとする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-20
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	措置命令等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例
根 拠 条 項	第 14 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 29 号
【基準】 第 14 条の規定による。 【根拠条文】 (措置命令等) 第 14 条 市長は、事業主等が第 6 条第 1 項の規定による許可を受けず、又は許可条件に違反して事業を施工しているときは、当該事業の停止を命じ、若しくは期限を定め原状回復その他必要な措置を命じることができる。 2 市長は、土砂の崩壊等による付近の生活環境の被害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、事業主等に対し当該事業の停止を命じ、又は必要な措置をとるよう命ずることができる。この場合、事業主等が当該事業の現場にいないときは、当該事業に従事する者に命じることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-21
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例
根 拠 条 項	第 15 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 29 号
【基準】 第 15 条の規定による。 【根拠条文】 (許可の取消し等) 第 15 条 市長は、第 6 条第 1 項の許可を受けた事業主等が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。 (1) 事業主等が暴力団員等に該当し、又は該当していたことが判明したとき。 (2) 前条第 1 項又は第 2 項の規定による命令に違反したとき。 2 市長は、前項の規定により許可の取消しをしたときは、事業主等に対して、直ちに原状回復その他必要な措置を命ずるものとする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-22
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	行政代執行等の執行
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例
根 拠 条 項	第 17 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 29 号
【基準】 第 17 条の規定による。 【根拠条文】 (代執行等) 第 17 条 市長は、第 14 条又は第 15 条第 2 項の規定による命令を受けた事業主等が指定期間内に命ぜられた措置を履行しない場合には、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)の定めるところにより、自ら事業主等が行うべきことを行い、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を事業主等から徴収することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-23
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	土地所有者等に対する措置要請
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例
根 拠 条 項	第 18 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 29 号
【基準】 第 18 条の規定による。 【根拠条文】 （土地所有者等に対する措置要請） 第 18 条 市長は、第 6 条第 1 項の規定による許可を受けて行われた事業により、生活環境の保全又は災害の防止のための措置が必要となったと認めるときは、当該事業に係る土地所有者等に対し、当該事業に供された土砂等の全部若しくは一部の除去又は生活環境の保全若しくは災害の防止のために必要な措置をとるべきことを求めることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-24
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	立入検査等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例
根 拠 条 項	第 19 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 29 号
【基準】 第 19 条の規定による。 【根拠条文】 (立入検査等) 第 19 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員を事業区域に立ち入らせ、施設その他必要な事項を検査させることができ、又は事業主等に対し必要な事項について質問し、資料の提出を求めることができる。 2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第 1 項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-25
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	違反事実の公表
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例
根 拠 条 項	第 25 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 29 号
【基準】 第 25 条の規定による。 【根拠条文】 (違反事実の公表) 第 25 条 市長は、事業主等が第 14 条の停止命令又は措置命令に違反したとき、並びに第 15 条の許可の取消しを受けたときは、その事実を公表することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-26
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	罰則
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例
根 拠 条 項	第 26 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 29 号
【基準】 【根拠条文】 （罰則） 第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。 （1） 第 6 条第 1 項の規定による許可を受けないで事業を行った者 （2） 第 14 条又は第 15 条第 2 項の規定による命令に違反した者 2 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。 （1） 第 9 条の規定に違反し、名義貸しを行った者 （2） 第 8 条又は第 10 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 （3） 第 19 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 （4） 第 21 条	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-27
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	両罰規定
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例
根 拠 条 項	第 27 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 29 号
【基準】 第 27 条の規定による。 【根拠条文】 (両罰規定) 第 27 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-1
担 当 部 署	市民生活部 火葬場整備推進課
電 話 番 号	0771-25-5015

処 分 の 概 要	使用の制限
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営火葬場条例
根 拠 条 項	第 4 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年亀岡市条例第 16 号
【基準】 第 4 条の規定による。 【根拠条文】 （使用の制限） 第 4 条 火葬場の管理上やむを得ない事情があるときは、使用の許可を取り消し、又は許可しないことができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-2
担 当 部 署	市民生活部 火葬場整備推進課
電 話 番 号	0771-25-5015

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営火葬場条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年亀岡市条例第 16 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料の徴収) 第 6 条 使用料は、前納とし、第 3 条の規定による使用許可の際これを徴収する。 2 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-3
担 当 部 署	市民生活部 火葬場整備推進課
電 話 番 号	0771-25-5015

処 分 の 概 要	利用の禁止又は制限
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市下矢田みどりの郷広場条例
根 拠 条 項	第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 15 年亀岡市条例第 16 号
【基準】 第 5 条の規定による。 【根拠条文】 (利用の禁止又は制限) 第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区域を定めてみどりの郷の利用を禁止し、又は制限することができる。 (1) みどりの郷の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認めたとき。 (2) みどりの郷に関する工事のため、やむを得ないと認めたとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-4
担 当 部 署	市民生活部 火葬場整備推進課
電 話 番 号	0771-25-5015

処 分 の 概 要	監督処分
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市下矢田みどりの郷広場条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 15 年亀岡市条例第 16 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 （監督処分） 第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはみどりの郷からの退去を命ずることができる。 (1)この条例又はこの条例の規定に基づく規則に違反している者 (2)この条例の規定による許可に付けた条件に違反している者 (3)偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定による許可を受けた者（以下「使	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-5
担 当 部 署	市民生活部 火葬場整備推進課
電 話 番 号	0771-25-5015

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市下矢田みどりの郷広場条例
根 拠 条 項	第 7 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 15 年亀岡市条例第 16 号
【基準】 第 7 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （使用料） 第 7 条 使用者は、亀岡市都市公園条例(昭和 44 年亀岡市条例第 12 号)別表第 3 第 2 項に定める額の使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、前納しなければならない。 3 市長は、特に必要と認める場合においては、使用料を減免することができる。 4 使用料の徴収に必要な事項は、市長が定める。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-6
担 当 部 署	市民生活部 火葬場整備推進課
電 話 番 号	0771-25-5015

処 分 の 概 要	過料
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市下矢田みどりの郷広場条例
根 拠 条 項	第 11 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 15 年亀岡市条例第 16 号
【基準】 第 11 条の規定による。 【根拠条文】 (過料) 第 11 条 第 6 条の規定による市長の命令に違反した者に対しては、50,000 円以下の過料を科する。 2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の 5 倍に相当する額(当該 5 倍に相当する額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。)以下の過料を科する。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-7
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5026

処 分 の 概 要	延滞金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市後期高齢者医療に関する条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 20 年亀岡市条例第 11 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 (延滞金) 第 6 条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、当該納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が 2,000 円以上(1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年 14.6 パーセント(納期限の翌日から 3 箇月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額(その金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-8
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5026

処 分 の 概 要	過料
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市後期高齢者医療に関する条例
根 拠 条 項	第 7 条及び第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 20 年亀岡市条例第 11 号
【基準】 第 7 条及び第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （罰則） 第 7 条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第 137 条第 2 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000 円以下の過料を科する。 第 8 条 本市は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第 4 章の規定による徴収金（本市が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-9
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5026

処 分 の 概 要	損害賠償分の返還
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市福祉医療費支給条例
根 拠 条 項	第 12 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 50 年亀岡市条例第 23 号
【基準】 第 12 条の規定による。 【根拠条文】 （損害賠償との調整） 第 12 条 市長は、第 2 条第 1 項に規定する者が疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その額の限度において福祉医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した福祉医療費の額に相当する金額を返還させることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-10
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5026

処 分 の 概 要	不当利得の返還
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市福祉医療費支給条例
根 拠 条 項	第 13 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 50 年亀岡市条例第 23 号
【基準】 第 13 条の規定による。 【根拠条文】 (不当利得の返還) 第 13 条 偽り其他不正の行為によって福祉医療費の支給を受けた者があるときは、市長は、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-11
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5026

処 分 の 概 要	損害賠償分の返還
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市老人医療費支給条例
根 拠 条 項	第 9 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 47 年亀岡市条例第 38 号
【基準】 第 9 条の規定による。 【根拠条文】 （損害賠償との調整） 第 9 条 市長は、第 2 条に規定する者が疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その 価額の限度において、老人医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した老人医 療費の額に相当する金額を返還させることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-12
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5026

処 分 の 概 要	不正利得の返還
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市老人医療費支給条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 47 年亀岡市条例第 38 号
【基準】 第 10 条の規定による。 【根拠条文】 （不正利得の返還） 第 10 条 偽りその他不正の行為によってこの条例による医療費の支給を受けた者があるときは、市長はその者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-1
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	ふれあいプラザ条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 32 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第 6 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。 (1) 使用の目的を変更したとき。 (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 (3) 災害その他不可抗力の事由によってプラザの使用ができなくなったとき。 (4) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-2
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	入館の拒否等
法 令（ 例 規 ） 名	ふれあいプラザ条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 32 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 (入館の拒否等) 第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者 (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者 (3) その他プラザの管理上必要があると認められる者	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-3
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	ふれあいプラザ条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 32 号
【基準】 第 10 条の規定による。 【根拠条文】 （使用料） 第 10 条 プラザの使用料は、別表第 1 に掲げる額とする。 2 プラザの利用者は、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が利用する場合に限り後納させることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-4
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	目的外使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	ふれあいプラザ条例
根 拠 条 項	第 14 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 32 号
【基準】 第 14 条の規定による。 【根拠条文】 (目的外使用料) 第 14 条 目的外使用の許可を受けてプラザの一部を使用する者(以下「目的外使用者」という。)は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。 2 目的外使用料は、別表第 2 に掲げる額とする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-5
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	災害弔慰金の支給の制限
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 49 年亀岡市条例第 25 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 （支給の制限） 第 7 条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。 （1）当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 （2）令第 2 条に規定する場合 （3）災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-6
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	災害障害見舞金の支給の制限
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例
根 拠 条 項	第 11 条により準用された第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 49 年亀岡市条例第 25 号
【基準】 第 11 条により準用された第 7 条の規定による。 【根拠条文】 （支給の制限） 第 7 条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。 （1）当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 （2）令第 2 条に規定する場合 （3）災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合 （準用規定） 第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-7
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市総合福祉センター条例
根 拠 条 項	第 9 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 33 号
【基準】 第 9 条の規定による。 【根拠条文】 （使用許可の取消し等） 第 9 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。 （1）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 （2）使用の目的を変更したとき。 （3）災害その他不可抗力の事由によって施設が使用できなくなったとき。 （4）その他市長が適当でないと認めるとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-8
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市総合福祉センター条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 33 号
【基準】 第 10 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料) 第 10 条 総合福祉センターの使用料は、別表第 1 に掲げる額とする。 2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-9
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	目的外使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市総合福祉センター条例
根 拠 条 項	第 14 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 33 号
【基準】 第 14 条の規定による。 【根拠条文】 (目的外使用料) 第 14 条 目的外使用の許可を受けて総合福祉センターの一部を使用する者(以下「目的外使用者」という。)は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。 2 目的外使用料は、別表第 2 に掲げる額とする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-10
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	不正利得の返還
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市障害児手当条例
根 拠 条 項	第 12 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 49 年亀岡市条例第 32 号
【基準】 第 12 条の規定による 【根拠条文】 (不正利得の返還) 第 12 条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、市長はその者から、その受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-11
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	損害賠償分の返還
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市福祉医療費支給条例
根 拠 条 項	第 12 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 50 年亀岡市条例第 23 号
【基準】 第 12 条の規定による 【根拠条文】 （損害賠償との調整） 第 12 条 市長は、第 2 条第 1 項に規定する者が疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その額の限度において福祉医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した福祉医療費の額に相当する金額を返還させることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-12
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	不当利得の返還
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市福祉医療費支給条例
根 拠 条 項	第 13 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 50 年亀岡市条例第 23 号
【基準】 第 13 条の規定による 【根拠条文】 (不当利得の返還) 第 13 条 偽りその他不正の行為によって福祉医療費の支給を受けた者があるときは、市長は、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-13
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	過料
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市介護保険条例
根 拠 条 項	第 12 条から第 16 条まで
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 12 年亀岡市条例第 15 号
【基準】 第 12 条から第 16 条までの規定による。 【根拠条文】 （罰則） 第 12 条 市は、第 1 号被保険者が法第 12 条第 1 項本文の規定による届出をしないとき（同条第 2 項の規定により当該第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、100,000 円以下の過料を科する。 第 13 条 市は、法第 30 条第 1 項後段、法第 31 条第 1 項後段、法第 33 条の 3 第 1 項後段、法第 34 条第 1 項後段、法第 35 条第 6 項後段、法第 66 条第 1 項若しくは第 2 項又は法第 68 条第 1 項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、1	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-14
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市介護予防センター条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年条例第 37 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 (罰則) (使用許可の取消し等) 第 6 条 次の各号の一に該当するときは、市長は使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。 (1) 使用の目的を変更したとき。 (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 (3) 災害その他不可抗力の事由によってセンターの使用ができなくなったとき。 (4) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めたとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-15
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	入館の拒否等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市介護予防センター条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年条例第 37 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 (入館の拒否等) 第 7 条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者 (2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者 (3) その他センターの管理上必要があると認められる者	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-16
担 当 部 署	健康福祉部 健康増進課
電 話 番 号	0771-25-5004

処 分 の 概 要	診療費の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市休日急病診療所条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 56 年亀岡市条例第 10 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 （診療費） 第 7 条 診療所において診療を受けた者は、直ちに診療費を納入しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、後納することができる。 2 前項の診療費は、診療報酬の算定方法(平成 18 年厚生労働省告示第 92 号)の別表第 1 医科診療報酬点数表により算定した額とする。ただし、これにより難しいときは、別に市長が定める額とする。 3 診療を受ける際、被保険者、組合員若しくは加入者又はその被扶養者であることの確認を受けた者は、前項に規定する額から保険者負担分を控除した額を納入しなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-17
担 当 部 署	健康福祉部 健康増進課
電 話 番 号	0771-25-5004

処 分 の 概 要	診療費の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市休日急病診療所条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 56 年亀岡市条例第 10 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 （診療費） 第 7 条 診療所において診療を受けた者は、直ちに診療費を納入しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、後納することができる。 2 前項の診療費は、診療報酬の算定方法(平成 18 年厚生労働省告示第 92 号)の別表第 1 医科診療報酬点数表により算定した額とする。ただし、これにより難しいときは、別に市長が定める額とする。 3 診療を受ける際、被保険者証等の提示をした者は、前項に規定する額から保険者負担分を控除した額を納入しなければならない。 4 診療を受ける際、被保険者証等の提示がない	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-18
担 当 部 署	健康福祉部 健康増進課
電 話 番 号	0771-25-5004

処 分 の 概 要	手数料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市休日急病診療所条例
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 56 年亀岡市条例第 10 号
【基準】 第 8 条の規定による。 【根拠条文】 (手数料) 第 8 条 診療所における診断書、証明書等の手数料は、1 通につき 2,000 円の範囲内で規則で定める額とし、交付の都度納入しなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-19
担 当 部 署	健康福祉部 健康増進課
電 話 番 号	0771-25-5004

処 分 の 概 要	措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市路上喫煙の規制に関する条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 34 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 (措置命令) 第 7 条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、その是正のために必要な措置を講じるよう命じることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-20
担 当 部 署	健康福祉部 健康増進課
電 話 番 号	0771-25-5004

処 分 の 概 要	過料
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市路上喫煙の規制に関する条例
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 34 号
【基準】 第 8 条の規定による。 【根拠条文】 (過料) 第 8 条 前条の規定による命令に違反した者は、1 万円以下の過料に処する。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-1
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5126

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	かめまるランド条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 4 年亀岡市条例第 29 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 (使用時間及び使用料) 第 7 条 屋内スペースを使用する場合の時間(以下「使用時間」という。)及び使用料は、別表に定めるとおりとする。 2 屋内スペースを使用する者は、前項に定める使用料を前納しなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-2
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5126

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	かめまるランド条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 4 年亀岡市条例第 29 号
【基準】 第 10 条及び亀岡市暴力団排除条例第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （使用許可の取消し等） 第 10 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、屋内スペースの使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。 （1）許可なく使用の目的を変更したとき。 （2）この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 （3）偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。 （4）災害その他不可抗力の事由によって屋内スペースの使用ができなくなったとき。 （5）その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-3
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5126

処 分 の 概 要	使用の拒否等
法 令（ 例 規 ） 名	かめまるランド条例
根 拠 条 項	第 12 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 4 年亀岡市条例第 29 号
【基準】 第 12 条の規定による。 【根拠条文】 (使用の拒否等) 第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、かめまるランドの使用を拒み、又は退場を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者 (3) 亀岡市暴力団排除条例(平成 24 年亀岡市条例第 24 号)第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等 (4) その他かめまるランドの管理上支障があると認められる者	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-4
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	損害賠償分の返還
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市こども医療費助成条例
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 5 年亀岡市条例第 28 号
【基準】 第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （損害賠償との調整） 第 8 条 市長は、対象者がこどもの疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、当該助成金の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-5
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	保育料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例
根 拠 条 項	第 2 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 27 年亀岡市条例第 11 号
【基準】 第 2 条の規定による。 【根拠条文】 (保育料) 第 2 条 法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項各号、第 29 条第 3 項第 2 号及び第 30 条第 2 項各号に規定する教育・保育給付認定保護者(法第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。)の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 教育・保育給付認定子ども(法第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。)のうち、次に掲げる者に係る教育・保育給付認定保護者	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-6
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	預かり保育料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市立認定こども園条例
根 拠 条 項	第 7 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和元年亀岡市条例第 53 号
【基準】 第 7 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (預かり保育) 第 7 条 2 預かり保育を利用する子どもの保護者は、当該預かり保育に要した費用の一部として別に規則で定める預かり保育料を納付しなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-1
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	指定の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市企業立地促進条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 22 号
【基準】 第 10 条の規定による。 【根拠条文】 (指定の取消し等) 第 10 条 市長は、指定工場等が次の各号の一に該当するときは、その指定を取消し、立地企業者に対し、奨励金の交付を停止し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。 (1) 第 3 条第 1 項に規定する指定の要件を欠くに至ったとき。 (2) 指定工場等の事業を休止し、若しくは廃止し、又はこれと同様の状態に至ったとき。 (3) 偽りその他不正行為により奨励金の交付を受けたとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-2
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	指定の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市税条例の特例に関する条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和元年亀岡市条例第 21 号
【基準】 第 10 条の規定による。 【根拠条文】 (指定の取消し等) 第 10 条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は特例措置の全部若しくは一部を取り消し、若しくは停止することができる。 (1) 第 5 条に規定する指定基準のいずれかの要件を満たさなくなったとき。 (2) 正当な理由によることなく、指定に係る宿泊施設又は製造施設において開業日から 5 年を経過する日までにおいて、営業の休止又は廃止をしたとき。 (3) 虚偽その他不正の行為により特例措置を受けたとき。 (4) その他市長が特例措置を行うことが適当でないと認めた	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-3
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	加入金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市湯の花温泉供給条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 9 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 (加入金) 第 6 条 前条の規定による供給の許可を受けた者(以下「受給者」という。)は、許可を受けた日から 10 日以内に別表第 1 に定める加入金を納付しなければならない。 2 市長は、前項の規定に基づく加入金を納付しないときは、供給の許可を取り消すことができる。 3 既に納付された加入金は、いかなる理由があってもこれを還付しない。 4 供給の開始は、加入金が全額納付された日以後に行うものとする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-4
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	使用料金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市湯の花温泉供給条例
根 拠 条 項	第 19 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 9 号
【基準】 第 19 条の規定による。 【根拠条文】 （使用料の徴収） 第 19 条 使用料は、受給者又は代理人から徴収する。 2 使用料は、納入通知書により毎月徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-5
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	供給停止処分
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市湯の花温泉供給条例
根 拠 条 項	第 22 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 9 号
【基準】 第 22 条の規定による。 【根拠条文】 (供給停止処分) 第 22 条 市長は、次の各号に該当するときは、供給の停止又は許可を取り消すことができる。 (1) 受給者が暴力団員等に該当することが判明したとき。 (2) 第 5 条及び第 10 条の申請を怠り、又は虚偽の申請をしたとき。 (3) 第 8 条第 1 項及び第 20 条第 1 項の規定に違反したとき。 (4) 詐欺その他の不正行為により使用料の徴収を免れたとき。 (5) 使用料を 3 箇月以上滞納したとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-6
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	認証の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市保津川における舟運事業等の安全の確保等の推進に関する 条例
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 6 年亀岡市条例第 59 号
【基準】 第 8 条の規定による。 【根拠条文】 (認証の取消し等) 第 8 条 市長は、保津川舟運事業等認証事業者が規則に定める基準に適合しなくなったと認 めるときは、その認証を取り消すものとする。 2 市長は、前項の規定により認証を取り消したときは、遅滞なく、当該事業者を保津川舟運事 業等認証事業者の名簿から削除しなければならない。 3 事業者は、第 1 項の規定により認証を取り消されたときは、認証書を市長に返還するものと する。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-7
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	川の駅・亀岡水辺公園条例
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 3 年亀岡市条例第 18 号
【基準】 第 8 条の規定による。 【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第 8 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 使用の目的を変更したとき。 (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。 (4) 災害その他不可抗力の事由によって川の駅の使用ができなくなったとき。 (5) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-8
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	入場の拒否等
法 令（ 例 規 ） 名	川の駅・亀岡水辺公園条例
根 拠 条 項	第 9 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 3 年亀岡市条例第 18 号
【基準】 第 9 条の規定による。 【根拠条文】 (入場の拒否等) 第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (4) その他川の駅の管理上支障があると認められる者	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-9
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	川の駅・亀岡水辺公園条例
根 拠 条 項	第 12 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 3 年亀岡市条例第 18 号
【基準】 第 12 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料) 第 12 条 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 2 使用料は、別表第 1 に掲げる額とする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-10
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	目的外使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	川の駅・亀岡水辺公園条例
根 拠 条 項	第 16 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 3 年亀岡市条例第 18 号
【基準】 第 16 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （目的外使用料） 第 16 条 目的外使用の許可を受けて川の駅の一部を使用する者（以下「目的外使用者」という。）は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。 2 目的外使用料は、別表第 2 に掲げる額の範囲内において、市長が定める額とする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-11
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	保証金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	川の駅・亀岡水辺公園条例
根 拠 条 項	第 18 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 3 年亀岡市条例第 18 号
【基準】 第 18 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (保証金) 第 18 条 市長は、必要があると認めるときは、目的外使用者に保証金を納付させることができる。 2 前項の保証金の額は、使用の状況又は種別により、その都度市長が定める。 3 保証金は、使用の終了後、目的外使用者に還付する。ただし、未納の賠償金等があるときは、その額を保証金から控除した金額を還付する。 4 保証金には、利子を付けない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-12
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	許可後における指示
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市火入れに関する条例
根 拠 条 項	第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 42 号
【基準】 第 5 条の規定による。 【根拠条文】 （許可後における指示） 第 5 条 市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、法第 21 条の規定に基づき火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-13
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市食肉センター条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 42 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 （使用許可の取消し等） 第 6 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。 （1） 使用の目的を変更したとき。 （2） この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 （3） 災害その他の不可抗力の事由によってセンターの使用ができなくなったとき。 （4） その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-14
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市食肉センター条例
根 拠 条 項	第 9 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 42 号
【基準】 第 9 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料) 第 9 条 センターの使用料は、別表第 1 に掲げる額とする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-15
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土づくりセンター条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 39 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第 6 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。 (1) 使用の目的を変更したとき。 (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 (3) 災害その他の不可抗力の事由によってセンターの使用ができなくなったとき。 (4) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-16
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	保証金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土づくりセンター条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 39 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 （使用の手続） 第 7 条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ市長に対し、別表第 1 に定める保証金を納付し、その手続を行わなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-17
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土づくりセンター条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 39 号
【基準】 第 10 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料) 第 10 条 センターの使用料は、別表第 2 に掲げる額とする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-18
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市農業公園条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 40 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第 6 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。 (1) 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が暴力団員等に該当することが判明したとき。 (2) 使用の目的を変更したとき。 (3) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 (4) 災害その他不可抗力の事由によって公園の使用ができなくなったとき。 (5) その他公用又は管理上の都合により、市長が特	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-19
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	入園の拒否等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市農業公園条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 40 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 (入園の拒否等) 第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入園を拒否し、又は退去を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者 (3) その他公園の管理上必要があると認められる者	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-20
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	負担金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例
根 拠 条 項	第 2 条及び第 3 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 23 年亀岡市条例第 24 号
【基準】 第 2 条及び第 3 条の規定による。 【根拠条文】 （負担金の徴収） 第 2 条 市長は、法第 90 条第 5 項の規定により国営事業に要した費用の一部を負担するときは、当該国営事業によって利益を受ける者で当該国営事業の施行に係る地域内にある土地につき法第 3 条に規定する資格を有するもの(以下「受益者」という。)から当該負担した費用の一部を負担金として徴収する。 （負担金の額） 第 3 条 前条の規定による受益者に対する負担金の総額は、法第 90 条第 5 項の規定により市が負担する負担金の額の範囲内において、市長が定める。 2 受益者の負担金の額は、前項に規定する負担金の総額を受	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-21
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	特別徴収金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例
根 拠 条 項	第 7 条第 1 項及び第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 23 年亀岡市条例第 24 号
【基準】 第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （特別徴収金の徴収） 第 7 条 市長は、受益者が国営事業の施行に係る地域内にある土地を、当該国営事業の工事の完了につき、法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告があった日（その日前に、農林水産大臣が当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後 8 年を経過する日までの間に、当該国営事業の計画において予定した用途以外の用途（土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号。以下「令」という。）第 53 条の 8 又は令附則第 5 条で定める用途を除	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-22
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	分担金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土地改良事業等分担金徴収条例
根 拠 条 項	第 3 条及び第 4 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 41 年亀岡市条例第 23 号
【基準】 第 3 条及び第 4 条の規定による。 【根拠条文】 (納付義務者) 第 3 条 分担金は、土地改良事業等により特に利益を受ける者(以下「納付義務者」という。)から徴収する。 (分担金の額) 第 4 条 分担金の額は、当該土地改良事業等に要する費用の総額から国又は京都府の補助金(負担金を含む。以下同じ。)を除いた額を超えない範囲において市長が定めた額とし、その徴収基準は、土地改良事業等の実施によって受ける各人の利益の度合に応じて市長が定める。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-23
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	特別徴収金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土地改良事業等分担金徴収条例
根 拠 条 項	第 7 条及び第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 41 年亀岡市条例第 23 号
【基準】 第 7 条及び第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （特別徴収金の徴収） 第 7 条 市長が指定する土地改良事業等の施行に係る地域内の農地が、当該土地改良事業の工事の完了につき法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度の到来する以前に京都府知事（以下「知事」という。）が指定する場合にあっては、当該指定する年度）から起算して 8 年を経過しない間に、農地以外に転用される場合（当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は知事が補助金の返還を要しないも	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-24
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	機構関連事業に係る特別徴収金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土地改良事業等分担金徴収条例
根 拠 条 項	第 9 条及び第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 41 年亀岡市条例第 23 号
【基準】 第 9 条及び第 10 条の規定による。 【根拠条文】 （機構関連事業に係る特別徴収金の徴収） 第 9 条 市長は、法第 87 条の 3 第 1 項の規定により京都府が行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第 91 条の 2 第 6 項各号のいずれかに掲げる者が、法第 87 条の 3 第 7 項において準用する法第 87 条第 5 項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の完了につき法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算し	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-1
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	公共施設等の経費の一部負担
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市宅地開発等に関する条例
根 拠 条 項	第 7 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 28 年亀岡市条例第 43 号
【基準】 第 7 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （公共施設等の経費負担） 第 7 条 事業者は、開発行為等の規模に応じて必要となる公共施設等の施工又は設置に要する事業費を負担しなければならない。ただし、市長が事業者において単独で施工又は設置を要しないと決定した公共施設等については、その経費の一部を負担させるものとする。 2 事業者が、公共施設等を共同で施工又は設置する場合の事業費は、前項に準ずるものとする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-2
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	公表
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市宅地開発等に関する条例
根 拠 条 項	第 20 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 28 年亀岡市条例第 43 号
【基準】 第 20 条の規定による。 【根拠条文】 (公表) 第 20 条 市長は、事業者が前条の規定による勧告に従わない場合は、当該事業者に対し意見を述べる機会を与えたうえで、氏名、勧告の内容及び当該勧告に対する事業者の対応の内容等を公表することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-3
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	過料
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市特定大規模小売店舗制限地区建築条例
根 拠 条 項	第 4 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 20 年亀岡市条例第 33 号
【基準】 第 4 条の規定による。 【根拠条文】 (罰則) 第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。 (1) 前条の規定に違反した当該建築物の建築主 (2) 法第 87 条第 2 項において準用する前条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-4
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市整備課
電 話 番 号	0771-25-5071

処 分 の 概 要	利用の禁止又は制限
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市都市公園条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 44 年亀岡市条例第 12 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 (利用の禁止又は制限) 第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。 (1) 公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認めたとき。 (2) 公園に関する工事のため、やむを得ないと認めたとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-5
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市整備課
電 話 番 号	0771-25-5071

処 分 の 概 要	監督処分
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市都市公園条例
根 拠 条 項	第 9 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 44 年亀岡市条例第 12 号
【基準】 第 9 条の規定による。 【根拠条文】 （監督処分） 第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。 （1） この条例若しくはこの条例の規定に基づく規則又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者 （2） この条例の規定による許可につけた条件に違反している者 （3） 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-6
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市整備課
電 話 番 号	0771-25-5071

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市都市公園条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 44 年亀岡市条例第 12 号
【基準】 第 10 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料) 第 10 条 法又はこの条例の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第 3 に掲げる額の使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 3 市長は特に必要と認める場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。 4 使用料の徴収に必要な事項は、市長が定める。	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-7
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市整備課
電 話 番 号	0771-25-5071

処 分 の 概 要	保証金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市都市公園条例
根 拠 条 項	第 13 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 44 年亀岡市条例第 12 号
【基準】 第 13 条の規定による。 【根拠条文】 (保証人及び保証金) 第 13 条 市長は、法又はこの条例の規定による許可に際し必要があると認めるときは、保証人を立てさせ、又は市長が定める保証金を納付させることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-8
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市整備課
電 話 番 号	0771-25-5071

処 分 の 概 要	過料
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市都市公園条例
根 拠 条 項	第 19 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 44 年亀岡市条例第 12 号
【基準】 第 19 条の規定による。 【根拠条文】 (過料) 第 19 条 第 9 条第 1 項又は第 2 項(第 16 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者に対しては、50,000 円以下の過料を科する。	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-9
担 当 部 署	まちづくり推進部 桂川・道路交通課
電 話 番 号	0771-25-5070

処 分 の 概 要	占用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項	第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 20 年亀岡市条例第 15 号
【基準】 第 5 条の規定による。 【根拠条文】 （占用許可の取消し等） 第 5 条 市長は、占用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、占用の許可を取り消し、又は占用を中止させ、若しくは許可の条件を変更することができる。 （1） 占用者が暴力団員等に該当することが判明したとき。 （2） この条例又は許可の条件に違反したとき。 （3） 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。 （4） 公益上又は管理上、市長が特に必要と認めるとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-10
担 当 部 署	まちづくり推進部 桂川・道路交通課
電 話 番 号	0771-25-5070

処 分 の 概 要	占用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 20 年亀岡市条例第 15 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 （占用料） 第 6 条 占用者は、別表第 1 に定める占用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。 2 別表第 1 に掲げる占用物以外のもの（以下「その他占用物」という。）については、亀岡市道路の占用に関する条例（昭和 31 年亀岡市条例第 36 号）の規定を準用する。ただし、その他占用物の占用料の額は、占用の期間にかかわらず、この額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-11
担 当 部 署	まちづくり推進部 桂川・道路交通課
電 話 番 号	0771-25-5070

処 分 の 概 要	利用の禁止又は制限
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 20 年亀岡市条例第 15 号
【基準】 第 10 条の規定による。 【根拠条文】 （利用の禁止又は制限） 第 10 条 市長は、のどかめロードの損傷等によりその利用が危険であると認めたとき又は管理上やむを得ないと認めたときは、その利用を禁止し、又は制限することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-12
担 当 部 署	まちづくり推進部 桂川・道路交通課
電 話 番 号	0771-25-5070

処 分 の 概 要	分担金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市急傾斜地崩壊防止事業分担金徴収条例
根 拠 条 項	第 4 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 28 年亀岡市条例第 18 号
【基準】 第 4 条の規定による。 【根拠条文】 (分担金の徴収方法) 第 4 条 市長は、分担金を定めたときは遅滞なく、当該分担金の額及び納付期日等を受益者に通知し、徴収するものとする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-13
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	利用の制限
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市駅前送迎用スペース管理条例
根 拠 条 項	第 4 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 28 年亀岡市条例第 45 号
【基準】 第 4 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （必要な施策の実施） 第 4 条 本市は、送迎用スペースの管理に必要な施策を実施するとともに、前条に掲げる禁止行為の防止に関して、市民、事業者及び観光旅行者その他の滞在者（以下「市民等」という。）の意識の啓発に努めなければならない。 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは送迎用スペースの利用を制限することができる。 （1）利用者が前条に掲げる行為を行ったとき。 （2）市長が送迎用スペースの補修その他の理由により管理上支障があると認めるとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-14
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	監督処分
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市駅前送迎用スペース管理条例
根 拠 条 項	第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 28 年亀岡市条例第 45 号
【基準】 第 5 条の規定による。 【根拠条文】 （監督処分） 第 5 条 市長は、この条例の規定に違反した利用者に対し、当該違反行為の中止、送迎用スペース外への退去、原状回復又は車両の移動を命じることができる。 2 市長は、この条例の規定に違反した車両の所有者に対し、原状回復又は車両の移動を命じることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-15
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	過料
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市駅前送迎用スペース管理条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 28 年亀岡市条例第 45 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 （過料） 第 7 条 第 5 条の規定による市長の命令に違反した者は、5 万円以下の過料に処する。 （監督処分） 第 5 条 市長は、この条例の規定に違反した利用者に対し、当該違反行為の中止、送迎用スペース外への退去、原状回復又は車両の移動を命じることができる。 2 市長は、この条例の規定に違反した車両の所有者に対し、原状回復又は車両の移動を命じることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-16
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	河川の占用料等の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市河川の占用等に関する条例
根 拠 条 項	第 3 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 12 年亀岡市条例第 7 号
【基準】 第 3 条の規定による。 【根拠条文】 （占用料等の額） 第 3 条 法第 23 条から第 25 条までの許可を受けた者(以下「河川占用者」という。)は、別表 に掲げる流水占用料、土地占用料及び土砂等採取料(以下「占用料等」という。)を納付しなければならない。ただし、別表により難いものの占用料等の額は、別表に準じてその都度市長が定める。	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-17
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市自転車等駐車場条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 45 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 （使用許可の取消し等） 第 7 条 次の各号の一に該当するときは、市長は使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。 (1) 使用の目的を変更したとき。 (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 (3) 災害その他の不可抗力の事由によって駐車場の使用ができなくなったとき。 (4) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-18
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市自転車等駐車場条例
根 拠 条 項	第 9 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 45 号
【基準】 第 9 条の規定による。 【根拠条文】 （使用料） 第 9 条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ市長に対し、別表第 1 に定める使用料を納付しなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-19
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	超過料金
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市自転車等駐車場条例施行規則
根 拠 条 項	第 3 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 21 号
【基準】 第 3 条の規定による。 【根拠条文】 （超過料金） 第 3 条 自動管理機器を用いて自転車等を駐車した者又は一時使用カード若しくは一時使用駐車券の交付を受けた者が、条例第 4 条に規定する使用時間を超えて使用した場合は、自転車等の出場時に、超えた日数分の駐車料金を精算して納付しなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-20
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	定期駐車券等の発行の中止
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市自転車等駐車場条例施行規則
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 21 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 （定期駐車券等の発行の中止） 第 6 条 市長は、駐車場の使用状況等を勘案し、定期駐車券又は定期使用カードの発行が適当でないと認めるときは、発行を中止することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-21
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	分担金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土木事業等分担金徴収条例
根 拠 条 項	第 3 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 48 年亀岡市条例第 17 号
【基準】 第 3 条の規定による。 【根拠条文】 （納付義務者） 第 3 条 分担金は、土木事業等により特に利益を受けることとなる当該土木事業施行地域内に住所を有する者又はその他当該土木事業の受益者から徴収する。	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-22
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	占用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市法定外公共物管理条例
根 拠 条 項	第 9 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年亀岡市条例第 28 号
【基準】 第 9 条の規定による。 【根拠条文】 （ 占用料の徴収等） 第 9 条 市長は、第 5 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの許可を受けた者から、当該許可期間又は数量に応じて、占用料を徴収する。 2 占用料の額及び徴収の方法については、亀岡市道路の占用に関する条例(昭和 31 年亀岡市条例第 36 号)及び亀岡市河川の占用等に関する条例(平成 12 年亀岡市条例第 7 号)の規定を準用する。 3 占用料は、市長が指定する期限までに納付しなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-23
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	原状回復命令等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市法定外公共物管理条例
根 拠 条 項	第 16 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年亀岡市条例第 28 号
【基準】 第 16 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (原状回復) 第 16 条 占有者は、占有等の許可の期間が満了したとき、又は占有を終了し、若しくは廃止したときは、速やかに法定外公共物を原状に回復し、かつ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、市長が原状に回復させる必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 市長は、占有等の許可を受けないで、第 5 条第 1 項に規定する行為をする者に対して直ちにその行為を停止させ、期限を指定して原状の回復を命じ、及びこれによって生じる危害の予防その他必要な措置を命ずることができる。 3 法定外公共物を損傷し、又は汚損し	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-24
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	監督処分
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市法定外公共物管理条例
根 拠 条 項	第 17 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年亀岡市条例第 28 号
【基準】 第 17 条の規定による。 【根拠条文】 （監督処分） 第 17 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、占用等の許可を取り消し、その行為を中止させ、必要な措置を指示し、又は法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。 （1）この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者 （2） 占用等の許可に付した条件に違反した者 （3） 偽りその他不正な手段により占用等の許可を受けた者 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、占用に対し前項に規定する処分を命ずることができる。 （1） 国、普通地方公共団体が法定外公共	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-25
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	過料
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市法定外公共物管理条例
根 拠 条 項	第 22 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年亀岡市条例第 28 号
【基準】 第 22 条の規定による。 【根拠条文】 (過料) 第 22 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。 (1) 第 4 条の規定に違反した者 (2) 第 5 条又は第 7 条の規定に違反した者 (3) 第 17 条の規定による市長の命令に違反した者 2 詐欺その他不正な行為により占用料を免れた者は、その免れた金額の 5 倍に相当する額 (当該 5 倍に相当する額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料に処する。	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-26
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	家賃の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 17 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
【基準】 第 14 条及び第 17 条の規定による。 【根拠条文】 （家賃の決定） 第 14 条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第 3 項の規定により認定された収入（同条第 4 項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第 29 条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第 3 項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第 2 条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合（次条第 1 項ただし書に規定する場合を除く。）において、第 36 条第 1 項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないと	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-27
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	敷金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 19 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
【基準】 第 19 条の規定による。 【根拠条文】 （敷金） 第 19 条 市長は、入居者から入居時における 3 月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。 2 市長は、第 16 条の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。 3 第 1 項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。 4 敷金には、利子をつけな	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-28
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	収入超過者に対する家賃の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 31 条第 3 項において準用する第 17 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
【基準】 第 31 条及び第 31 条第 3 項において準用する第 17 条の規定による。 【根拠条文】 （収入超過者に対する家賃） 第 31 条 第 29 条第 1 項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。 2 市長は前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第 8 条第 2 項（第 15 条第 1 項ただし書に規定する場合にあっては、令第	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-29
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	高額所得者に対する家賃の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 33 条第 3 項において準用する第 17 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
【基準】 第 33 条及び第 33 条第 3 項において準用する第 17 条の規定による。 【根拠条文】 （高額所得者に対する家賃等） 第 33 条 第 29 条第 2 項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第 14 条第 1 項及び第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。 2 前条第 1 項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日ま	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-30
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	社会福祉法人等に対する使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 46 条において準用する第 17 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
【基準】 第 45 条及び第 46 条において準用する第 17 条の規定による。 【根拠条文】 （使用料） 第 45 条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。 2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による市長が定める額を超えてはならない。 （準用） 第 46 条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第 17 条から第 28 条まで、第 37 条、第 41 条及び第 69 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-31
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	社会福祉法人等に対する使用許可の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 49 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
【基準】 第 49 条の規定による。 【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第 49 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、市営住宅の使用許可を取り消すことができる。 (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。 (2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-32
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	住宅不足等による特例使用者に対する使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 54 条において準用する第 17 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
【基準】 第 53 条及び第 54 条において準用する第 17 条の規定による。 【根拠条文】 （家賃） 第 53 条 第 50 条の規定による使用に供される市営住宅の毎月の家賃は、第 14 条第 1 項、第 31 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、当該市営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。 2 前項の入居者の収入については、第 15 条の規定を準用する。この場合において、同条第 1 項ただし書中「第 36 条第 1 項」とあるのは「第 54 条において準用する第 36 条第 1 項」と読み替えるものとする。 3 第 1 項の近傍同種の住宅の家賃については、第 14 条第 3 項の規定を準用する。この場合に	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-33
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	駐車場の使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 63 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
【基準】 第 63 条の規定による。 【根拠条文】 （使用料の納付） 第 63 条 市長は、使用決定者から、第 60 条第 4 項の規定による使用開始日から当該使用決定者が駐車場を明け渡した日（第 65 条第 1 項による明渡し請求のあったときは明渡しのあった日）までの間、使用料を徴収する。 2 使用決定者は、毎月末日（月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日）までにその月分の使用料を納付しなければならない。 3 使用決定者が新たに駐車場の使用を開始した場合又は駐車場を明け渡した場合において、使用開始の日又は明渡しの日に属する月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-34
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	駐車場の保証金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 64 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
【基準】 第 64 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （保証金） 第 64 条 市長は、駐車場の使用決定者から 3 月分の使用料に相当する金額の範囲内において保証金を徴収することができる。 2 市長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、保証金の減免又は徴収の猶予をすることができる。 3 第 19 条第 3 項及び第 4 項並びに第 20 条の規定は、第 1 項に規定する保証金について準用する。この場合において、「敷金」とあるのは「保証金」と読み替え、第 19 条第 3 項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とある	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-35
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	駐車場の使用許可の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 65 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
【基準】 第 65 条の規定による。 【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第 65 条 市長は、使用決定者が次の各号のいずれかに該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。 (1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。 (2) 使用料を 3 月以上滞納したとき。 (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。 (4) 正当な理由によらないで 15 日以上駐車場を使用しないとき。 (5) 第 57 条に規定する使用者資格を失ったとき。 (6) 前各号に該当するほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。 2 前項の規定	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-36
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	過料
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 72 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
【基準】 第 72 条の規定による。 【根拠条文】 (罰則) 第 72 条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。)以下の過料を科する。	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-37
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	敷金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項	第 8 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 52 年亀岡市条例第 14 号
【基準】 第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （敷金） 第 8 条 敷金は、前条の規定による家賃の 3 月分に相当する範囲内で、市長が定める額を徴収するものとする。 2 前項に規定する敷金は、入居者が住宅を立ち退くときは、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除するものとする。 3 敷金には、利子を付けないものとする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-38
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	明渡しの請求
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 52 年亀岡市条例第 14 号
【基準】 第 10 条の規定による。 【根拠条文】 (明渡し請求) 第 10 条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、当該小集落改良住宅の明渡しを請求することができる。 (1) 不正の行為によって入居したとき。 (2) 家賃の 3 月分に相当する金額以上を滞納したとき。 (3) 当該小集落改良住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。 (4) 当該小集落改良住宅について入居の権利を譲渡又は賃貸し、用途を変更し、又は市長の承認を得ないで模様替え、若しくは増築したとき。 (5) この条例の規定に違反したとき。 (6) 暴力団員であることが	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-39
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	家賃の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項	第 13 条において準用する亀岡市営住宅管理条例第 17 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 52 年亀岡市条例第 14 号
【基準】 第 7 条及び第 13 条において準用する亀岡市営住宅管理条例第 17 条の規定による。 【根拠条文】 （家賃） 第 7 条 家賃は、改良住宅等管理要領(昭和 54 年建設省住整発第 6 号)第 3 の規定により算出した額の範囲内において、市長が定める額とする。 （亀岡市営住宅管理条例の準用） 第 13 条 条例第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条から第 28 条まで、第 41 条、第 67 条及び第 68 条の規定は、小集落改良住宅の管理について準用する。この場合において、第 10 条、第 12 条、第 17 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 25 条から第 28 条まで、第 41 条及び第 68 条の	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-40
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-56-8520

処 分 の 概 要	立入調査等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市空家等対策の推進に関する条例
根 拠 条 項	第 11 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 26 号
【基準】 第 11 条の規定による。 【根拠条文】 (立入調査等) 第 11 条 市長は、市内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他の空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。 2 市長は、法第 9 条第 2 項に定める立入調査等のほか、第 21 条の規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等に立ち入って調査をさせることができる。ただし、当該調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 3 市長は、前項の	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-41
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-56-8520

処 分 の 概 要	勧告に係る措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市空家等対策の推進に関する条例
根 拠 条 項	第 16 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 26 号
【基準】 第 16 条及び空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 3 項の規定による。 【根拠条文】 （特定空家等に対する措置等） 第 16 条 市長は、前条により認定された特定空家等の所有者等に対し、法第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定に定めるところにより、必要な措置を講じるものとする。 空家等対策の推進に関する特別措置法 第 22 条 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-42
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-56-8520

処 分 の 概 要	行政代執行の執行
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市空家等対策の推進に関する条例
根 拠 条 項	第 17 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 26 号
【基準】 第 17 条の規定による。 【根拠条文】 (行政代執行) 第 17 条 市長は、法第 22 条第 9 項の規定に基づき、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-43
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-56-8520

処 分 の 概 要	緊急代執行
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市空家等対策の推進に関する条例
根 拠 条 項	第 19 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 26 号
【基準】 第 19 条の規定による。 【根拠条文】 （緊急代執行） 第 19 条 市長は、法第 22 条第 11 項の規定により災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、法第 22 条第 3 項から第 8 項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-44
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-56-8520

処 分 の 概 要	緊急安全措置
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市空家等対策の推進に関する条例
根 拠 条 項	第 21 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 26 号
【基準】 第 21 条の規定による。 【根拠条文】 (緊急安全措置) 第 21 条 第 13 条から前条までの規定にかかわらず、市長は、適正な管理が行われていない空家等に、倒壊、崩壊その他の著しい危険が切迫し、これにより人の生命若しくは身体に対する危害又は財産に対する甚大な損害(以下「危害等」という。)が道路、公園その他の公共の場所において生ずるおそれがあると認めるときは、その危害等を予防し、又はその拡大を防ぐため、必要最小限の措置(以下「緊急安全措置」という。)を講じることができる。 2 市長は、緊急安全措置を講じるときは、当該空家等の所有者等の同意を得て実施す	
備考	

処 分 基 準

番 号	9-45
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-56-8520

処 分 の 概 要	過料
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市空家等対策の推進に関する条例
根 拠 条 項	第 25 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 26 号
【基準】 第 25 条の規定による。 【根拠条文】 (過料) 第 25 条 第 11 条第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した所有者等は、5 万円以下の過料に処する。	
備考	

処 分 基 準

番 号	10-1
担 当 部 署	会計管理室 財産管理課
電 話 番 号	0771-25-5160

処 分 の 概 要	指定の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 4 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 (指定の取消し等) 第 7 条 市長は、指定管理者が前条の規定に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 第 3 条第 3 項の規定は、指定管理者の取消し又は管理の業務の停止について準用する。 3 第 1 項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、	
備考	

処 分 基 準

番 号	10-2
担 当 部 署	会計管理室 財産管理課
電 話 番 号	0771-25-5160

処 分 の 概 要	普通財産の貸付の解除
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市財務規則
根 拠 条 項	第 139 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 40 年亀岡市規則第 1 号
【基準】 第 139 条の規定による。 【根拠条文】 (契約の解除等) 第 139 条 契約権者は、次の各号に掲げる場合においては、契約を解除することができる旨の 約定をしなければならない。 (1) 契約期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。 (2) 着手期間をすぎても着手しないとき。 (3) 工事請負契約にあっては、相手方契約者が建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 28 条第 3 項の規定による営業の停止又は同法第 29 条若しくは第 29 条の 2 の規定による許可 の取消しを受けたとき。 (4)前 3 号のいずれかに該	
備考	

処 分 基 準

番 号	11-1
担 当 部 署	上下水道部 総務・経営課
電 話 番 号	0771-56-92820771- 23-9388

処 分 の 概 要	用水供給の料金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市水道用水供給事業給水条例
根 拠 条 項	第 4 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 2 年亀岡市条例第 35 号
【基準】 第 4 条の規定による。 【根拠条文】 (料金の徴収) 第 4 条 管理者は、別に定めるところにより、受水者から料金を毎月徴収する。	
備考	

処 分 基 準

番 号	11-2
担 当 部 署	上下水道部 お客様サービス課
電 話 番 号	0771-56-9310

処 分 の 概 要	下水道排水設備工事責任技術者の登録の取消し又は効力の停止
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程
根 拠 条 項	第 14 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 11 年亀岡市公営企業管理規程第 5 号
【基準】 第 14 条の規定による。 【根拠条文】 （責任技術者の処分手続） 第 14 条 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録の取消し又は登録の効力を停止する処分手続を府支部に求めることができる。 （1） 条例又はこの規程等に違反したとき。 （2） 業務に関し、不誠実な行為があるなど、管理者が責任技術者として不適当と認めたとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	12-1
担 当 部 署	市立病院管理部 病院総務課
電 話 番 号	0771-29-2621

処 分 の 概 要	使用料及び手数料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例
根 拠 条 項	第 2 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年亀岡市条例第 10 号
【基準】 第 2 条の規定による 【根拠条文】 （使用料及び手数料） 第 2 条 病院を利用する者は、使用料又は手数料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。 2 使用料等の額は、次の各号に掲げる基準により算定した額とする。 (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 76 条第 2 項(同法第 149 条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 71 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法 (2) 健康保険法第 85 条第 2 項(同法第 149 条において準用する場合を含む。)の規定により厚	
備考	

処 分 基 準

番 号	12-2
担 当 部 署	市立病院管理部 病院総務課
電 話 番 号	0771-29-2621

処 分 の 概 要	駐車料金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例
根 拠 条 項	第 3 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年亀岡市条例第 10 号
【基準】 第 3 条の規定による 【根拠条文】 (駐車料金) 第 3 条 病院の駐車場を利用する者は、外来診療を受ける者その他管理者が別に定める者を除き、次表に定めるところにより駐車料金を納付しなければならない。 表 略	
備考	

処 分 基 準

番 号	12-3
担 当 部 署	市立病院管理部 病院総務課
電 話 番 号	0771-29-2621

処 分 の 概 要	過料
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例
根 拠 条 項	第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年亀岡市条例第 10 号
【基準】 第 5 条の規定による 【根拠条文】 (罰則) 第 5 条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第 2 条の使用料等の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。)以下の過料を科することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	13-1
担 当 部 署	教育部 教育総務課
電 話 番 号	0771-25-5052

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市立学校施設使用条例
根 拠 条 項	第 6 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年亀岡市条例第 6 号
【基準】 第 6 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第 6 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。 (1) 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が暴力団員等に該当し、又は該当していたことが判明したとき。 (2) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用許可条件に違反したとき。 (3) 使用許可を受けた後、市又は教育委員会若しくは学校教育の用に供するために当該施設を使用する必要が生じたとき。 (4) 災害その他不可抗力の理由により施設が使用	
備考	

処 分 基 準

番 号	13-2
担 当 部 署	教育部 教育総務課
電 話 番 号	0771-25-5052

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市立学校施設使用条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年亀岡市条例第 6 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料) 第 7 条 使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	13-3
担 当 部 署	教育部 社会教育課
電 話 番 号	0771-25-5054

処 分 の 概 要	負担金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	かめおか児童クラブ事業の実施に関する条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 4 年亀岡市条例第 27 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 （負担金） 第 7 条 前条の規定により入会の許可を受けた保護者(以下「利用者」という。)は、第 5 条に定める利用区分に応じ、別表に定める負担金を毎月末までに納入しなければならない。ただし、同一世帯において 2 人以上の児童が利用する場合においては、2 人目以降の児童に係る負担金は、無料とする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	13-4
担 当 部 署	教育部 社会教育課
電 話 番 号	0771-25-5054

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市教育集会所条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 53 年亀岡市条例第 6 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料) 第 6 条 使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	13-5
担 当 部 署	教育部 社会教育課
電 話 番 号	0771-25-5054

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市野外活動施設条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 57 年亀岡市条例第 25 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 (使用料) 第 6 条 使用の許可を受けた者は、別表第 1 及び別表第 2 に定める使用料を納付しなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	13-6
担 当 部 署	教育部 図書館
電 話 番 号	0771-24-4710

処 分 の 概 要	利用の制限
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市立図書館条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 42 年亀岡市条例第 23 号
【基準】 第 6 条の規定による。 【根拠条文】 (利用の制限) 第 6 条 次の各号の一に該当する者に対しては、館長は入館をさせず、又は図書館資料の閲覧若しくは 利用若しくは 館外貸出しを許可しないことができる。 (1) 泥酔者又は利用者に迷惑を及ぼすと認められる者 (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携帯する者 (3) 貸出期限が過ぎても図書館資料を返戻しない者又は返戻しなかった者 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、館長が管理上支障があると認める者	
備考	

処 分 基 準

番 号	14-1
担 当 部 署	その他の事務局 議会事務局
電 話 番 号	0771-25-5051

処 分 の 概 要	過料
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市議会個人情報保護条例
根 拠 条 項	第 57 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 4 年亀岡市条例第 32 号
【基準】 第 57 条の規定による。 【根拠条文】 第 57 条 偽りその他不正の手段により、第 24 条第 1 項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。	
備考	

処 分 基 準

番 号	15-1
担 当 部 署	その他 事業実施課
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	手数料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市手数料徴収条例
根 拠 条 項	第 2 条及び第 4 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 12 年亀岡市条例第 6 号
【基準】 第 2 条及び第 4 条の規定による。 【根拠条文】 (種類及び金額) 第 2 条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 各号 略 2 略 3 第 1 項各号に規定する証明で、数事項を一括して請求する場合は、その事項ごとに 1 件とし、同一事項の証明を 2 通以上請求する場合は、1 通ごとに 1 件とし、数人が共同して請求する場合は、1 人ごとに 1 件とする。 (手数料の徴収の時期等) 第 4 条 手数料は、第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する手数料を徴収する事項についての申請、交付又は閲覧の際に、申請者からこれを徴収する。 2 既納の手数料は、請求事項を変更し、又は取り消した場合でも	
備考	

処 分 基 準

番 号	15-2
担 当 部 署	その他 事業実施課
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	手数料の徴収を免れた者の過料
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市手数料徴収条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 12 年亀岡市条例第 6 号
【基準】 第 7 条の規定による。 【根拠条文】 (過料) 第 7 条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。)以下の過料に処する。	
備考	